

熊本市行財政改革推進委員会運営要綱

| | | | |
|----|-------|--------|----------|
| 制定 | 平成19年 | 3月29日 | 総務局長決裁 |
| 改正 | 平成21年 | 4月1日 | 行政経営課長決裁 |
| | 平成22年 | 5月31日 | 行政経営課長決裁 |
| | 平成22年 | 10月21日 | 行政経営課長決裁 |
| | 平成24年 | 4月1日 | 行政経営課長決裁 |
| | 平成27年 | 4月1日 | 行政経営課長決裁 |
| | 平成28年 | 3月28日 | 行政経営課長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務局行政管理部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(熊本市行財政改革推進計画委員会設置要綱の廃止)

2 熊本市行財政改革推進計画委員会設置要綱（平成16年6月11日施行）は、平成19年4月1日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。